

（後写鏡等）

第224条 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）に備える後方等確認装置の運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第1項ただし書の告示で定める後方等確認装置の基準は、次の各号に定める基準とする。ただし、協定規則第46号の規則15.2.4.5.及び15.2.4.6.の規定が適用される後方等確認装置にあつては第1号から第5号までの基準に適合するものであればよい。

- 一 カメラ（後方等確認装置のうち自動車の周辺状況を把握するために必要な視界の画像情報を撮影する装置をいう。以下この項において同じ。）は容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。
- 二 カメラ（地上1.8m以下に取り付けられているものに限る。）は歩行者等に接触した場合において、当該歩行者等に傷害を与えるおそれがないものとして衝撃を緩衝できる構造であること。
- 三 車室内に備えるカメラ及び画像表示装置（後方等確認装置のうちカメラにより撮影した画像情報を運転者に表示する装置をいう。以下この項において同じ。）は、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ない構造であること。
- 四 画像表示装置が表示する画像は明瞭かつ容易に確認できるものであること。
- 五 画像表示装置の輝度は手動又は自動で調整可能なものであり、夜間において運転者の視界の妨げとならないこと。
- 六 後方等確認装置は故障時に運転者へ視覚的に確認できる表示による警報機能を有しており、当該表示により警報されていないものであること。

2 自動車（ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であつて車室（運転者が運転者席において自動車の外側線付近の交通状況を確認できるものを除く。以下この条において同じ。）を有しないものを除く。）に備える後写鏡の当該後写鏡による運転者の視野、乗車人員等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車に備えるものについては第2号及び第3号、普通自動車（専ら乗用の用に供するものを除く。）及び乗車定員11人以上の自動車に備えるものについては第3号の規定は、適用しない。

- 一 容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。
- 二 取付部附近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8m以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。
- 三 車室内に備えるものは、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、乗

車人員の頭部等に傷害を与えるおそれの少ない構造であること。

四 鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがないこと。

3 ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車であって車室を有しないものに備える後写鏡の当該後写鏡による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し、保安基準第44条第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一 容易に方向の調節をすることができ、かつ、一定の方向を保持できる構造であること。

二 歩行者等に接触した場合において、衝撃を緩衝できる構造であり、かつ、歩行者等に傷害を与えるおそれのあるものでないこと。

三 運転者が後方の交通状況を明瞭かつ容易に確認できる構造であること。

4 次に掲げる後写鏡は、前項第3号の基準に適合しないものとする。ただし、平成18年12月31日以前に製作された自動車に備える後写鏡にあつては、第2号から第4号までの規定によらないことができる。

一 鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れがあるもの

二 鏡面の面積が69cm²未満であるもの

三 その形状が円形の鏡面にあつては、鏡面の直径が94mm未満である、又は150mmを超えるもの

四 その形状が円形以外の鏡面にあつては、当該鏡面が直径78mmの円を内包しないもの、又は当該鏡面が縦120mm、横200mm（又は横120mm、縦200mm）の長方形により内包されないもの

5 後方等確認装置及び後写鏡の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第4項の告示で定める基準は、次に掲げる基準とする。

一 第1項の後方等確認装置にあつては、次に定める基準

イ 走行中の振動により著しくその機能を損なわないよう取り付けられたものであること。

ロ 車室内に備える画像表示装置は、運転者席において運転する状態の運転者の直接視界範囲内にあり、当該自動車の左側の視界範囲を表示する画像表示装置にあつてはアイポイントより左側に、当該自動車の右側の視界範囲を表示する画像表示装置にあつてはアイポイントより右側に、それぞれ配置すること。ただし、協定規則第46号の規則15. 2. 4. 5. 及び15. 2. 4. 6. の規定が適用される後方等確認装置にあつてはこの限りでない。

二 第2項の後写鏡にあつては、次に定める基準

イ 走行中の振動により著しくその機能を損なわないよう取り付けられたものであること。

ロ 運転者が運転者席において、自動車（被牽引自動車を牽引する場合は、被牽引自

動車）の左右の外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況及び自動車（牽引自動車より幅の広い被牽引自動車を牽引する場合は、牽引自動車及び被牽引自動車の左外側線付近（運転者が運転者席において確認できる部分を除く。）の交通状況を確認できるものであること。ただし、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車にあっては自動車の左右の外側線上後方50m、小型特殊自動車にあっては自動車の右外側線上後方50mまでの間にある車両の交通状況を確認できるものであればよい。この場合において、取付けが不確実な後写鏡は、この基準に適合しないものとする。

ハ 専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車、貨物の運送の用に供する普通自動車（車両総重量が2.8tを超える自動車を除く。）、小型自動車及び軽自動車（被牽引自動車、二輪自動車、側車付二輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く。）に備える車体外後写鏡は、アイポイントの中心及び後写鏡の中心を通る鉛直面と車両中心面とのなす角度が、それぞれ、車両の右側に備える後写鏡にあっては前方55°以下（左ハンドル車にあっては75°以下）、車両の左側に備える後写鏡にあっては前方75°以下（左ハンドル車にあっては55°以下）であること。この場合において、後写鏡の鏡面は、通常使用される位置に調節し、固定した状態とする。

三 第3項の後写鏡にあっては、次に定める基準

イ 後写鏡の反射面の中心が、かじ取装置の中心を通り進行方向に平行な鉛直面から280mm以上外側となるように取り付けられていること。この場合において、取付けが不確実な後写鏡は、この基準に適合しないものとする。

ロ 運転者が運転者席において、容易に方向の調節をすることができるように取り付けられていること。

ハ 自動車の左右両側（最高速度50km/h以下の自動車にあっては、自動車の左右両側又は右側）に取り付けられていること。

6 次に掲げる後方等確認装置であって、その機能を損なう損傷等のないものは、第1項各号及び前項第1号の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられたものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置

二 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置

三 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた後方等確認装置を有する自動車に取り付けられた後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後方等確認装置又はこれに準ずる性能を有する後方等確認装置

7 次の各号に掲げる自動車に備える後写鏡であってその機能を損なうおそれのある損傷

等のないものは、それぞれに定める基準に適合するものとする。

一 次号に掲げる自動車以外の自動車に備える後写鏡であって、次に掲げるものにあつては、第2項各号、第3項各号並びに第5項第2号及び第3号の基準

イ 指定自動車等に備えられている後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置

ロ 法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置

ハ 法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた後写鏡及び後写鏡取付装置を有する自動車に取り付けられた後写鏡及び後方等確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡及び後写鏡取付装置又はこれに準ずる性能を有する後写鏡及び後写鏡取付装置

二 カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度20km/h未満の自動車に備える後写鏡にあつては、指定自動車等に備えられた後写鏡と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた後写鏡にあつては、第2項各号(カタピラ及びそりを有する軽自動車以外の自動車にあつては第2項第1号及び第4号)及び第5項第2号イ及びロの基準

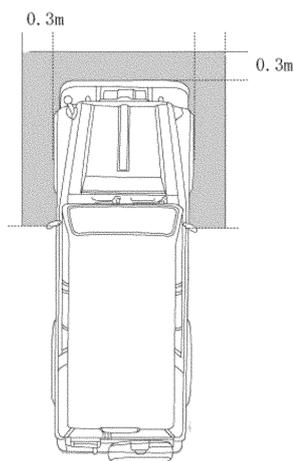
8 保安基準第44条第5項の告示で定める障害物は、高さ1m直径30cmの円柱であつて次表に掲げるものをいう。

自 動 車	障 害 物
一 専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員10人未満のもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が3.5t以下のもの（三輪自動車を除く。）	イ 視覚的方法により確認する場合は、当該自動車の車体外後写鏡の鏡面中心又は後方等確認装置のカメラレンズ中心より前方の範囲（車体外後写鏡の鏡面中心が車体前面の側端部より前方に位置する自動車にあつては、当該車体外後写鏡側の車体前面の側端部より外側の範囲を除く。）にあり、車体と接する高さ1m直径30cmの円柱 ロ 検知装置により確認する場合は、協定規則第166号の規則15.3.に定める範囲に設置した協定規則第166号附則12の規則1.1.に定めるテスト対象物
二 小型自動車、軽自動車及び普通自	当該自動車の前面から0.3m前方にある鉛直

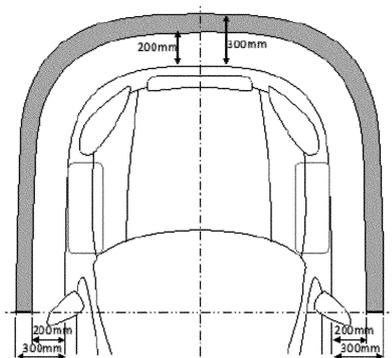
<p>動車（前号及び次号の自動車並びに三輪自動車を除く。）</p>	<p>面及び当該自動車の左側面（左ハンドル車にあっては右側面）から0.3mの距離にある鉛直面と当該自動車との間にあり、かつ当該自動車に接している高さ1m直径30cmの円柱。ただし、前号の自動車（指定自動車等に限る。）と運転者席からの運転者の直接視野に係る性能が同一の自動車にあっては、前号イ又はロに掲げる障害物であってもよい。</p>
<p>三 車両総重量が8t以上又は最大積重量が5t以上の普通自動車であって原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にあるもの（乗車定員11人以上の自動車、その形状が乗車定員11人以上の自動車の形状に類する自動車、原動機が運転者室の側方にあるワンサイドキャブ型自動車、原動機が運転者室又は客室の後方にあるトラッククレーン等を除く。）</p>	<p>当該自動車の前面から2m前方にある車両中心線に直交する鉛直面及び当該自動車の左最外側面（左ハンドル車にあっては右最外側面）から3mの距離にある車両中心線に平行な鉛直面と当該自動車との間にある高さ1m直径30cmの円柱</p>

(参考図) 障害物を確認できなければならない範囲

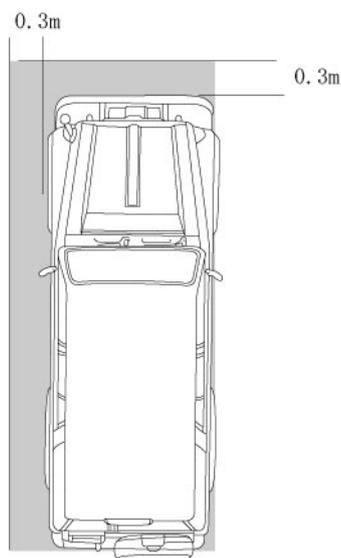
a) 第1号イ関係



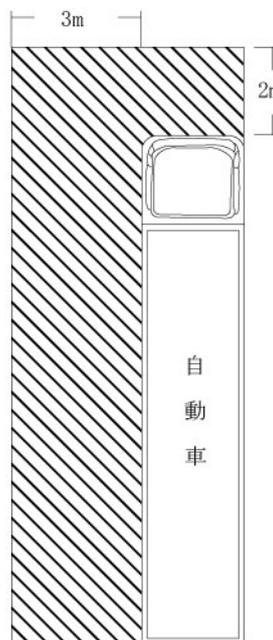
b) 第1号ロ関係



c) 第2号関係



d) 第3号関係



9 保安基準第44条第6項の障害物を確認できる鏡その他の装置による運転者の視野、歩行者等の保護に係る性能等に関し告示で定める基準は、次の各号に定める基準とする。

一 鏡又はカメラ及び画像表示装置により構成される装置にあっては、運転者が運転者席において、前項第1号イ、第2号（同号ただし書の自動車にあっては、前項第1号イに限る。）及び第3号に掲げる障害物の少なくとも一部（Aピラー、窓拭き器、後写鏡又はかじ取ハンドルにより運転者席からの確認が妨げられる部分を除く。）を、視覚的方法により確認できるものであること。

二 取付部付近の自動車の最外側より突出している部分の最下部が地上1.8m以下のものは、当該部分が歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であること。

三 カメラ及び画像表示装置により構成される装置並びに検知装置にあっては、運転者が確認しようとするときは、確実に機能するものであること。この場合において、当該装置の機能を損なうおそれのある改造、損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。

10 前項の鏡その他の装置の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第44条第7項の告示で定める基準は、次に掲げるいずれかの構造を有するものであることとする。

一 鏡体部及びその支持部により構成される装置は、溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより自動車の外側の表面上（バンパを除く。）に直接取り付けられており、かつ、取付部付近の自動車の最外側より突出しない構造。ただし、原動機の相当部分が運転者室又は客室の下にある自動車（貨物の運送の用に供する自動車であって運転者室及び客室と物品積載装置との間に隔壁を有するもの及び専ら乗用の用に供する自

動車であって乗車定員11人以上のもの並びにこれらの形状に類する自動車に限る。)にあっては、溶接、リベット、ボルト・ナット又はねじにより確実に取り付けられている構造であればよいものとする。

二 カメラ及び画像表示装置により構成される装置並びに検知装置は、確実に取り付けられており、かつ、その配線が自動車の外側の表面上に露出していない構造

11 取付けが不確実な鏡その他の装置及び鏡面に著しいひずみ、曇り又はひび割れのある鏡その他の装置は、第9項第1号及び前項の基準に適合しないものとする。

12 次に掲げる鏡その他の装置であって、その機能を損なうおそれのある損傷等のないものは、第9項及び第10項の基準に適合するものとする。

一 指定自動車等に備えられた鏡その他の装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた鏡その他の装置

二 法第75条の2第1項の規定によりその型式について指定を受けた特定共通構造部の鏡その他の装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた鏡その他の装置

三 法第75条の3第1項の規定によりその型式について指定を受けた直前直左右確認装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた直前直左右確認装置